

つくばエキスポセンター博物館実習受入要領

26 達第 1 号

平成 26 年 10 月 26 日

最終改正 2025 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この要領は、博物館法施行規則（昭和 30 年 10 月 4 日文部省令第 24 号）第 1 条の規定に基づき、公益財団法人つくば科学万博記念財団（以下「財団」という。）が運営するつくばエキスポセンター（以下「センター」という。）において実施する博物館実習（以下「実習」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入要件)

第 2 実習の受入は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 科学館としてのセンターの事業について十分な理解を有すること
- (2) 現住所または帰省先からセンターに通う事が可能であること
- (3) 大学又は大学院において博物館学講座の単位を取得又は取得予定者で、実習により学芸員資格の取得が可能であること
- (4) 財団が定める全日程において、財団が作成する博物館実習計画に則った実習が可能であること。

(実習の時期及び日数)

第 3 実習の時期は、原則として 12 月とし、その日数は 5 日以上とする。

(受入人数)

第 4 受入人数は、原則として 1 回の受入期間あたり 4 名以内とする。

(実習の手続)

第 5 実習の手続きは、次の通りとする。

- (1) 実習を希望する者は、博物館実習申込書（別添様式 1）で事前に申し込みの上、博物館実習申請書（様式 2）に推薦書（様式 3）を添えて、財団宛に提出する。
- (2) 申請者は、学長又は学部長とする。

(実習の選考)

第 6 センターにおいて実習をする者（以下「実習生」という。）は、実習の申請を受けた者の中から財団が選考する。財団は、実習受入を承認したときは、博物館実習受入承諾書（様式 4）により、申請者に通知するものとする。

(個票・誓約書の提出)

第 7 実習生は、博物館実習受入承諾書を受理後 10 日以内に、博物館実習生個票・誓約書（様式 5）を提出しなければならない。

(個人情報保護)

第 8 財団は、実習を希望する者及び実習生が財団に提出した書類に記載された個人情報は、博物館実習以外の目的に使用しない。

(実習に要する経費)

第 9 実習費は無償とする。但し、実習生は、必要に応じ、実習に伴い発生する実費相当額

の経費を支払うものとする。なお、既納した経費は、センターの都合により実習を取りやめた場合を除き、返還しないものとする。

(報酬等の不支給)

第10 財団は、実習生に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等は支給しない。

(事故の責任)

第11 実習生は、実習中の事故に備えて傷害保険等に参加し、実習中に生じた事故による一切の責任は、申請者及び実習生が負うものとする。

(実習生の心得)

第12 実習生の心得は、以下の通りとする、

- (1) 実習生は、配置された部署の指導者の指示に従わなければならない。
- (2) 実習生は、財団及びセンターの信用を傷つけ不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 実習生は、実習中に知りえた秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
- (4) 実習生が故意または過失により前3号の規定に反する行為をした場合は、財団は受入を打ち切る事ができる。

(所管)

第13 実習の受入事務は、運営部が所管する。

(その他)

第14 この要領に定めるもののほか実習の受入に必要な事項は、財団が別に定める。

附則 この要領は、平成26年10月26日から施行する。

附則 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要領は、2025年4月1日から施行する。